

【別紙様式】

<p>利尻富士町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	公共交通応援事業		
総事業費 (千円)	34,700千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	34,700千円
事業概要	<p>①目的 経営に大きな影響を生じている公共交通機関及び事業者に対して、3密を避けるための運行に協力する場合や、収束後に利用を喚起するために利用環境を整えるための支援。利尻富士町HPで公表。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 3密回避運行、利用環境整備奨励金</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 路線バス運行事業者30,000千円、離島航路運行事業者4,700千円</p> <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法 利尻島と北海道本土、利尻島内の公共交通機関であるため</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、公共交通応援事業の継続が図られることにより、利尻富士町民はもとより島内住民生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>公共交通応援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業収入の大幅な減少により、令和2年度営業収入が減少し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>離島航路運行事業者、路線バス運行事業者を交付対象者として奨励金を交付し、事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		